企業年金連合会・企業年金セミナー

追加資料: 平成30年5月1日施行に関するもの

## ポータビリティ対象者の範囲拡大について

~ 規約変更および実務面においてご留意いただくこと~

### みずほ信託銀行



~	目次 ~	
1.	規約変更	• • • P 2
2.	ポータビリティの対象者への説明	•••P4
3.	その他(ご留意事項)	• • • P 6

#### 本資料では以下の略語を使用します。

・確定給付企業年金(企業年金基金)	基金型DB
・確定給付企業年金 (規約型企業年金)	規約型DB
・確定給付企業年金法	DB法
・確定給付企業年金法施行令	令
・確定給付企業年金法施行規則	規則

## 1.規約変更

- ポータビリティ対象者の範囲拡大に伴い、確定給付企業年金規約の変更が必要となります。 (DB法第81条の2に規定している「中途脱退者」の定義が変更されています。)
- 規約変更箇所および行政宛の手続きに関しては以下の通りです。

内容	<b>基金型</b> DB	規約型DB	
規約の変更箇所	規約変更箇所は、以下 および の条文であると想定されます。(ただし、 については「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則(平成17年7月5日年企発第0705001号)」を規約に引用している場合に限ります。) 「中途脱退者の選択」の条文 「中途脱退者への事業主の説明義務」の条文		
行政宛の手続き	上記 および の変更のみであれば <mark>届出不要</mark> です。		
基金または事業主における手続き	理事長専決での対応も可能です。 (令第12条第4項)	労働組合または過半数代表の同意は不要です。 (規則第7条第2項第6号)	
その他 (厚生労働省から の回答など)	<ul> <li>本規約変更に関して、厚生労働省より「平成30年5月1日(以下、本資料において「施行日」といいます。)までに規約変更を行ってください。」との回答がありました。なお、本規約変更の手続きが施行日までに済んでいない場合であっても、施行日以降は、法令に基づき脱退一時金の受給権を有する者はポータビリティの対象となります。</li> <li>✓ 規約案については、別途「事務連絡」等によりモデル規約が示される予定です。</li> </ul>		

# 規約変更箇所について (規約例)

● 規約案については、事務連絡等によりモデル規約が発出される予定ではありますが、現時点で想定される規約 変更箇所は以下の通りです。

お客さまの規約により内容は異なります。

#### 規約第 条(中途脱退者の選択)

第 条 この基金は、<u>中途脱退者(基金の加入者の資格を喪失した者であって、第 条第1号に該当するもの</u> <u>をいう。以下同じ。)</u>がこの基金の加入者の資格を喪失したときに、当該中途脱退者に、次の各号のいずれかを選 択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給若しくは支給の繰下げ又は脱退一時金相当額の 移換をする。

(1)~(4)略

(5) 脱退一時金の繰下げについても規定することが想定されます。

✓ 脱退一時金の支給を受ける権利の要件を満たす者は全て中途脱退者となりますので、 「第1号」を削除することが想定されます。

#### 規約第条(中途脱退者への事業主の説明義務)

第 条 この基金は、<u>この基金の加入者(第 条第1号に該当する者に限る)</u>がその資格を喪失したときは、第 条から第 までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則(平成17年7月5日年企発第 0705001号)第2に基づき、</u>脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、この基金の中途脱退者に説明しなければならない。

✓ 「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則(平成 17年7月5日年企発第0705001号)」が改 定されていますが、引用されている名称等は問題あ りません。 脱退一時金の支給を受ける権利の要件を満た す者は全て中途脱退者となりますので、(第 条第1号に該当する者に限る)を削除す ることが想定されます。

## 2.ポータビリティの対象者への説明

- ポータビリティの説明対象範囲の変更だけでなく説明内容の変更も必要となります。(P5ご参照)
- また、施行日前1年間の資格喪失者のうち、脱退一時金を繰下げている者(DB法第41条第2項第2号に規定する脱退一時金に限ります。)については、施行日以後は本法改正による「中途脱退者」に該当するため、ポータビリティの選択肢を改めて説明する必要があります。

#### 施行日以降のポータビリティの説明

✓ 説明対象者の範囲変更 : 老齢給付金の加入者期間要件を満たしている者を含め、脱退一時金の支給要件を満たした人全てに

ポータビリティの説明が必要です。

✓ 説明内容の変更 : ポータビリティの対象者のうち、老齢給付金の加入者期間要件を満たしている者については、脱退一時金

の支給繰下げによる老齢給付金の受給が可能との説明も必要です。



ポータビリティ対象者の年齢や加入者期間等に応じて、給付選択肢が異なるため、退職者向けの説明内容が複雑化されることが想定されます。他制度に関する照会も増加することが予想されますので、企業年金連合会や個人型確定拠出年金に関する内容は、マニュアル等を作成されることをお勧めします。

#### 施行日前1年間の資格喪失者に対して

✓ 脱退一時金の支給の繰下げ者への説明準備

<u>施行日前1年間の資格喪失者のうち、脱退一時金を繰下げている者に対しては、本法改正により他制度への移換に関する説明が新たに必要となります。</u>郵送もしくは電子メールによるご案内を行うことが想定されますが、当該対象者の把握、連絡先の確認および説明文書の作成が必要です。

- 施行日以降のポータビリティ対象者に係る説明内容は以下の通りです。( )
- 給付選択肢の および については、脱退一時金の受給権者のうち老齢給付金の加入者期間要件を満たしている 対象者に限られるため、対象者の加入者期間等に応じて説明内容を分けていただく必要があります。
- ( )平成30年1月11日付で通知「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う企業年金関係通知の一部改正について(年企発0111第1号)」が発出されたこと により、「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」(平成17年7月5日年企発第0705001号)が改定されました。
- 1. 移換申出期限
- 2. 脱退一時金相当額およびその算定の基礎となった期間( 厚型 算定基礎期間の開始日と終了日も含む。)
- 3. 給付選択肢

脱退一時金として受給

企業年金連合会へ移換

再就職先の厚生年金基金へ移換 (1)

再就職先の確定給付企業年金へ移換 (1)

再就職先の確定拠出年金へ移換 (2)

国民年金基金連合会(個人型確定拠出年金)へ移換 (2)

NEW!

脱退一時金の繰下げ (3)

NEW!

<u>資格喪失から1年以内に老齢給付金の受給権を取得することになる者はその旨および受給権を取得する日までの間に他の制度へ</u> 移換又は脱退一時金の受給が行われなかった場合は、老齢給付金を支給すること ( 4)

資格喪失から1年を経過したときに脱退一時金を受給すること

資格喪失から1年を経過したときに企業年金連合会へ移換

- 4. 企業年金連合会および国民年金基金連合会の制度の概要、手数料、連絡先
- 5. 中途脱退者の選択義務および移換申出について
- 6. 税法上の取扱い
- ( 1)再就職先の厚生年金基金および確定給付企業年金規約において脱退一時金の受換の定めがある場合のみ移換できます。
- (2)企業型確定拠出年金制度よび個人型確定拠出年金制度は、60歳以上の中途脱退者は加入できません。老齢給付金の加入者期間要件を満たしておらず年齢要件のみを満たした 資格喪失者は、中途脱退者ではありますが当該制度へ移換する選択はできません。
- 3)規約において繰下げができる旨が定められている場合に限ります。脱退一時金の支給繰下げ後の老齢給付金についても説明が必要です。
- (4)老齢給付金の受給権を取得すると中途脱退者には該当しません。老齢給付金の受給権取得までの間に、他制度への移換申出がなかった場合は元の会社の年金制度より老齢給 付金を支給することになります。

## 3.その他(ご留意事項)

● ポータビリティ対象者の範囲拡大に伴い、実務面においてご留意いただきたい事項をQ&A形式でおまとめしました。(当行宛にご照会頂いた内容および厚生労働省からの回答を記載しております。)

Q1 : 定年退職による資格喪失者のうち老齢給付金の加入者期間要件を満たしていない脱退一時金の受給権者について。

当該対象者の年齢は60歳以上であるため、企業型確定拠出年金制度や個人型確定拠出年金の加入者となることができず、

当該制度に移換することができない。当該対象者は中途脱退者と言えないのではないか。

(基金型DBのお客さまからの当行宛のご照会)

A1: 中途脱退者です。

ご認識のとおり、60歳以上で資格喪失した脱退一時金の受給権者は、企業型確定拠出年金制度や個人型確定拠出年金の加入者となることはできません。実質、当該対象者は脱退一時金で受取るか企業年金連合会へ移換するかの二択になるかと思いますが、中途脱退者であることに変わりはありませんので、ポータビリティの説明を行ったうえで、当該対象者に係る給付の選択肢をご説明ください。

Q2 : 給付設計上、複数の脱退一時金を有する場合(例:第1脱退一時金、第2脱退一時金)について。

第1脱退一時金のみまたは第2脱退一時金のみの移換は可能か。例えば、第1脱退一時金のみ企業型確定拠出年金へ移換し、 第2脱退一時金は企業年金連合会へ移換するなどは可能か。

(厚生労働省宛の照会事項)

A2 : 特定の給付区分のみ移換することはできません。給付区分に限らず分けて移換することはできません。 (選択割合を規約に規定している場合、部分選択による移換も不可。)

(厚生労働省からの回答)

同一のDB制度で給付の支給要件が異なる給付が存在する場合(例:厚生年金基金から代行返上を行った場合で、 基本上乗せ年金の支給開始時期とDB本則の支給開始時期が異なるなど)、施行日前は部分移換は認められており ましたが、本厚生労働省の回答により施行日以降の部分移換はできません。

## 留意事項

- 当資料は平成30年1月15日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化などにより、 当資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。
- 当資料はあくまでもお客さまが財政運営等を検討するにあたって意思決定をサポートするための一つの 材料を提供することを目的としております。このため、資料内容に含まれることがある助言および推奨 事項等の実施に関する意思決定については、お客さまが単独で責任を負うものとします。
- 当資料は、当行が信頼性が高いとみなす情報等に基づいて作成しておりますが、内容の正確性・完全性・網羅性について保証するものではありません。
- 当資料は、法律・会計・税制上の助言をなすものではないため、法律・会計・税制上の取扱いについて は各専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。
- 当資料に係る一切の権利は、他社資料の引用部分を除いて当行に属し、いかなる目的であれ無断で引用、 複写、複製または再配布することは堅くお断りします。
- 当資料の内容に関して、ご不明な点、疑問に思われる点等ございましたら、営業担当者宛てにご照会いただきますようお願い申し上げます。